

事業年度等	・ ・ ・	法人名	
-------	-------------	-----	--

法人税額の計算									
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円 $\times\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	46	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((13)と800万円 $\times\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	55	000
		その他の所得金額(1)－(46)	47	000			その他の所得金額(13)－(55)	56	000
		(46)の15%又は19%相当額	48				(55)の15%又は19%相当額	57	
		(47)の23.2%相当額	49				(56)の23.2%相当額	58	
	控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	50			控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	59	
		外国税額(別表六の三「15」)	51				その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(19)	60	
		計(50)＋(51)	52						
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	53				その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(59)－(60)	61	
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(52)－(53)	54						

この申告が修正申告である場合の計算

恒久的施設帰属所得に係る等	この申告前の所得金額又は欠損金額	62		その他に係る所得の金額の源泉に所得等	この申告前の所得金額又は欠損金額	65	
	この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	63			この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66	
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	64			この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67	
	この申告前の法人税額	68			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((30)－(68))若しくは((30)＋(69))又は((69)－(34))	70	外 00
	この申告前の還付金額	69	外				

地方法人税額の計算

課税標準法人税額(36)	71	000	(71)の4.4%又は10.3%相当額	72	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76	
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)－(74))若しくは((42)＋(75)＋(76))又は((75)－(43))＋((76)－(43の外書))	77	00
この申告前の中間還付額	75				